⑼　調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、工事完成後に行う工事コスト調査にかかる資料を、発注者において公表するものとする。なお、コスト調査にかかる資料は、工事完成後30日以内に提出するものとし、提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、工事成績を10点減点する。また、下請業者にしわ寄せが判明した場合や、記載内容に誤り・齟齬・乖離が判明した場合は、その程度に応じて８点から３点の範囲で工事成績を減ずる。

⑽　手続きにおける交渉の有無　無

⑾　契約書作成の要否　要

⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⒀　競争参加資格確認資料のヒアリングを必要に応じて行う。

⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒂　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）の「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地　電話078―391―7576）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : NAKAMURA Teruyuki Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Dredging works of the waterway (－16m) in the Hokko South district, Port of Osaka

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 2 : 00 P.M 13 April 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M 5 June 2023 (tenders brought with : 2 : 00 P.M 5 June 2023 or submitted by mail : 2 : 00 P.M 5 June 2023)

⑹　Contact point for tender documentation : HAMAGAMI Koji Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和５年３月14日

本州四国連絡高速道路株式会社

神戸管理センター所長　中西　　治

◎調達機関番号　422　◎所在地番号　28

○第１号

１　業務概要

⑴　本業務は、「設計業務（総合技術監理型）」の対象業務である。

「設計業務（総合技術監理型）」とは、発注者を支援する総合技術監理業務と、総合技術監理業務により監理する複数の設計業務で構成される業務である。なお、「設計業務（総合技術監理型）」では、本業務の説明書に示す別の総合技術監理業務及び設計業務を後続業務とし、当該後続業務を本業務の受注者と随意契約（特命）により別途契約するものとする。

⑵　品目分類番号　42

⑶　業務名　神戸管内陸上部橋梁（神戸西ＩＣ～淡路ＩＣ間）耐震補強設計業務（その１）

⑷　業務箇所　受注者の事務所等

⑸　業務内容　本業務は、神戸管内の陸上部橋梁のうち神戸西ＩＣから淡路ＩＣ間の橋梁を対象に、総合技術監理業務及び耐震補強設計業務を行うものである。

⑹　履行期間　本業務は、受注者の円滑な調査等体制の確保を図るため、事前に体制確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から業務の始期日までの期間）を設定した業務であり、発注者が定めた一定の期間内において落札者が業務の着手日を任意に設定することができる業務である。なお、受注者は、発注者との協議を経た上で、落札後７日以内に履行期間通知書により業務の着手日を通知すること。

余裕期間内は、統括管理技術者（管理技術者）、担当技術者及び照査技術者を設置することを要しない。また、現地調査を伴わない設計図書の照査等の準備を行うことはできるが、現地調査、打合せ等、調査等業務の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

履行期間　業務の始期日から365日間

（ただし、令和５年11月７日（業務開始期限）までに業務を開始すること。）

なお、上記の業務開始期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、契約日の翌日から365日間で業務を完了させること。したがって、落札決定後から契約日までの間に実施する業務の始期日に関する協議は実施しない。

⑺　入札方法　本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難い者は、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の承諾を得た場合に限り、書面を郵送等又は持参により提出することができる。

２　参加資格、選定基準及び評価基準

⑴　技術提案書の提出者に要求される資格

①　次の各号の一に該当しない者であること。

１）契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ていない者

２）過去２年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者

イ　契約の履行に当たり、故意に調査等業務を粗雑にした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト　その他本四会社に著しい損害を与えた者

チ　イからトまでのいずれかに該当する事実があった後２年後を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

３）経営状態が著しく不健全であると認められる者

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

②　本四会社における令和３・４事業年度調査等入札参加資格の審査において、業務種別「土木設計」で資格を有すると認められた者であること。

③　会社から調査等の業務に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

④　参加表明書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑵　技術提案書の提出者を選定するための基準

①　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況

②　同種又は類似の業務の実績

③　業務の実施体制（下請負若しくは委任の内容）